



鳥取県公報

平成 21 年 8 月 18 日 (火)
第 8 1 1 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 鳥取県男女共同参画意識調査の実施 (522) (男女共同参画推進課) 2 |
| | ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) 企業調査の実施 (523) (〃) 2 |
| | 生活保護法による介護機関の指定 (524) (福祉保健課) 3 |
| | 生活保護法による介護機関の変更の届出 (525) (〃) 4 |
| | 臨時種畜検査の実施 (526) (畜産課) 4 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (527) (東部総合事務所福祉保健局) 5 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (528) (〃) 6 |
| | 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (529) (〃) 6 |
| ◇ 調達公告 | 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7 |

告 示

鳥取県告示第522号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県男女共同参画意識調査
- 2 調査の目的
男女平等、家庭生活、就労、男女間における暴力に関する意識等について調査し、男女共同参画施策等を検討する際の基礎資料とする。
- 3 調査対象の範囲
県内に居住する満20歳以上の男女約2,400人
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 男女平等
 - イ 家庭生活
 - ウ 就労・働き方
 - エ 男女間における暴力
 - オ 今後の課題と取組方策
 - (2) その基準となる期日
平成21年8月1日
- 5 報告を求める者
鳥取県
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成21年8月1日から同月10日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間
- 9 結果の公表方法
報告書の作成及び鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第523号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）企業調査
- 2 調査の目的
県内の民間事業所におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の支援の取組、男女がともに働きやすい職場づくり、能力活用の取組などについての調査を行うことにより、鳥取県の実状に応じたワーク・ライフ・バランスを推進するための基礎資料とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の民間事業所のうち従業者（常用雇用）規模10人以上の1,000事業所
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 企業の基本属性
 - イ 企業の取組実態
 - ウ ワーク・ライフ・バランスに関する考え
 - エ ワーク・ライフ・バランスに対する支援制度及びその利用実態
 - (2) その基準となる期日
平成21年8月1日
- 5 報告を求める者
鳥取県
- 6 報告を求めために用いる方法
調査対象の事業所に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成21年8月1日から同月10日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間
- 9 結果の公表方法
報告書の作成及び鳥取県のホームページでの公表

鳥取県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 居宅介護事業の種類 | 指定年月日 |
|----------------------|---------------|-----------------------------|---------------|------------|-----------|
| 医療法人社団日翔会 | 日野郡日野町根雨909-1 | 医療法人社団日翔会グループホームいちょうの木 | 日野郡日野町根雨899-1 | 認知症対応型通所介護 | 平成21年6月1日 |
| 特定非営利活動法人笑風情の会デイサービス | 鳥取市下砂見529 | 特定非営利活動法人笑風情の会デイサービスセンター桃の花 | 鳥取市下砂見529 | 通所介護 | 平成21年7月1日 |

| | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|
| センター桃 の花 | | | | | |
|-------------|--|--|--|--|--|

2 介護予防事業者

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 介護予防事業所の名称 | 介護予防事業所の所在地 | 介護予防事業の種類 | 指定年月日 |
|---|-------------------|---|-------------------|--------------------|----------------|
| 医療法人社 団日翔会 | 日野郡日野町 根雨909-1 | 医療法人社団日翔 会グループホーム いちちょうの木 | 日野郡日野町 根雨899-1 | 介護予防認知症 対応型通所介護 | 平成21年6月 1日 |
| 特定非営利 活動法人笑 風情の会デ イサービス センター桃 の花 | 鳥取市下砂見 529 | 特定非営利活動法 人笑風情の会デ イサービスセンタ ー桃の花 | 鳥取市下砂見 529 | 介護予防通所介 護 | 平成21年7月 1日 |
| 有限会社和 企画 | 倉吉市幸町532 -1 | デイサービスセン ター笑 | 倉吉市丸山町 476-3 | 介護予防通所介 護 | 平成21年7月 20日 |

鳥取県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 主たる事務所の所在地 | 居宅介護事業所の名称 | 居宅介護事業所の所在地 | 変更年月日 |
|-----------------|-------------|---------------------|------------------|-----------|
| 社会福祉法人真誠 会 | 米子市大崎1151-1 | ケアプランセンター 弓浜真誠会 | 米子市大崎1151-1 | 平成21年4月1日 |
| 社会福祉法人だん のさと | 鳥取市瓦町568 | 小規模多機能施設さ とに暖の里 | 鳥取市里仁53-1 | 平成21年7月8日 |
| 〃 | 〃 | ホームヘルプステー ション暖の里 | 鳥取市吉岡温泉町52 -1 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 居宅介護支援センタ ー暖の里 | 〃 | 〃 |

鳥取県告示第526号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定に基づき、臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 検 査 日 時 | 検 査 場 所 | 家畜の種類 |
|------------------------|----------------------------------|-------|
| 平成21年9月9日 午後1時30分から | 西伯郡南部町北方633 鳥取県農林総合研究所中小家畜試験場 | 豚 |

鳥取県告示第527号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日 |
|----------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------------|--------------|----------------|
| 社会福祉法人 ふなおか福祉 会 | 八頭郡八頭町船 岡殿163 | 船岡作業所 | 八頭郡八頭船岡殿 163 | 就労継続支援B 型 | 平成21年4月1 日 |
| 特定非営利活 動法人気多の 権 | 鳥取市気高町宝 木1562-130 | さくら工房 | 鳥取市気高町浜村 780-2 | 〃 | 〃 |
| 社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団 | 鳥取市伏野2259 -43 | すずかけ | 鳥取市鹿野町鹿野 1820-1 | 〃 | 〃 |
| 特定非営利活 動法人十人十 色 | 鳥取市用瀬町安 蔵991 | 789作業所 | 鳥取市用瀬町安蔵 1049 | 生活介護 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 就労継続支援B 型 | 〃 |
| 特定非営利活 動法人岩美か たつむり工房 | 岩美郡岩美町新 井269 | 岩美かたつむり工 房 | 岩美郡岩美町新井 269 | 〃 | 〃 |
| NPO法人夢 ハウス | 鳥取市南吉方一 丁目2-2 | NPO法人夢ハウ ス | 鳥取市南吉方一丁 目2-2 | 〃 | 平成21年4月13 日 |
| 特定非営利活 動法人たんぼ ぼ | 八頭郡八頭町井 古35 | たんぼぼ | 八頭郡八頭町井古35 | 生活介護 | 平成21年4月20 日 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 児童サービス | 〃 |
| 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 就労継続支援B 型 | 〃 |

鳥取県告示第528号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地 | 障害福祉サービスの種類 | 変更年月日 |
|--------------------|------------------|--------------------------|---------------------------|---------------|----------------|
| 社会福祉法人 鳥取県厚生事業団 | 鳥取市伏野 2259-43 | ふしのホーム | 鳥取市美萩野一丁目 55-3 | 共同生活介護・共同生活援助 | 平成21年7月 10日 |

鳥取県告示第529号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定に係る障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称 | 指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地 | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日 |
|------------------|---------------|-----------------------------|------------------------------|---------------|-----------------|
| 特定非営利活動法人因幡万笑の会 | 鳥取市南安長一丁目10-9 | 特定非営利活動法人因幡万笑の会スマイルセンター | 鳥取市南安長一丁目10-9 | 児童デイサービス | 平成20年12月 31日 |
| 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 | 鳥取市富安二丁目104-2 | 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鳥取事業所 | 鳥取市富安二丁目96 | 居宅介護、重度訪問介護 | 平成21年7月 1日 |
| 〃 | 〃 | 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会青谷事業所 | 鳥取市青谷町善田31-1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会佐治事業所 | 鳥取市佐治町加瀬木2171-2 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会鹿野事業所 | 鳥取市鹿野町今市651-1 | 〃 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会河原 | 鳥取市河原町渡一木277-1 | 〃 | 〃 |

| | | | | | |
|--|--|-----|--|--|--|
| | | 事業所 | | | |
|--|--|-----|--|--|--|

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

チェックコード生成装置製作及び保守委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期限及び納入場所

平成22年1月30日（土） 鳥取市千代水二丁目8 鳥取県警察本部交通部運転免許課

(4) 調達案件に係る保守委託業務の履行期間

平成22年1月31日から平成26年12月31日まで

(5) 入札方法

入札金額は、購入物品の価額（搬入経費を含む。）と保守経費（平成22年1月31日から平成26年12月31日までの5年間分）の合計金額とし、これらの内訳（保守経費については年度毎の内訳とする。）を内訳欄に記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が電気通信機器類の電気通信機器及び役務の情報処理サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成21年8月28日（金）午後3時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 購入物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成21年8月18日（火）から平成21年9月28日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110(代)

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当
電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成21年8月18日(火)から同月27日(木)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成21年9月28日(月)午後1時30分(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日(金)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成21年9月10日(木)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2 の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された総額の予定価格の範囲内、かつ、機器の購入経費（搬入調整経費を含む。）及び機器の保守経費（平成22年1月31日から平成26年12月31日までの5年間分）のそれぞれ予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be procured : Check code generating unit, 1 set
- (2) September 10, 2009 3:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 28, 2009 1:30 PM : Time-limit for submission of tenders
September 25, 2009 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters
1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8520 Japan
TEL : 0857-23-0110